

(2) 財団法人 鳥取県情報センター給与等状況報告書

1 職員給与費の状況(平成18年度)

職員数	給与費			
	給料	職員手当	期末・勤勉手当	計
66人	280,678千円	65,438千円	115,883千円	461,999千円

(注) 職員手当には退職手当を含みません。

2 職員の平均給料月額、平均給与月額及び平均年齢の状況(平成19年4月1日現在)

一般職		
平均給料月額	平均給与月額	平均年齢
361,540円	483,735円	45.5歳

(注) 1 「平均給料月額」は扶養手当等の職員手当を含まない給料のみの平均月額です。
 2 「平均給与月額」は、給料に扶養手当等の職員手当を加えたものの平均月額です。

3 職員の初任給の状況(平成19年4月1日現在)

区分	初任給	備考
一般職	大学卒	166,796円 鳥取県職員の例による
	高校卒	135,632円 鳥取県職員の例による

4 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況(平成19年4月1日現在)

区分	経験年数	5年	10年	20年	30年	備考
		円	円	円	円	
一般職	大学卒	-円	円	369,570円	-円	
	高校卒	-円	-円	-円	-円	

(注) 「経験年数」は、採用後の年数に採用前の職歴などの期間を職員の期間として換算した年数を加算したものです。

5 職員給料の調整額の状況(平成18年度)

制度なし

(注) 調整額とは、職務の複雑性、困難性、勤務環境が同じ職務の級にある他の職に比べ特殊であり、給料月額を調整し、給料の一部として支給するものです。

6 職員手当の状況（平成19年4月1日現在）

区 分	内 容				
期末手当 勤勉手当 （県の規定に準ずる）	（支給割合）				
	区 分	期末手当	勤勉手当		
	6 月期	1.3月分	0.71月分		
	1 2 月期	1.5月分	0.71月分		
	計	2.8月分	1.42月分		
	職制上の段階、職務の 級等による加算措置 有				
	（平成18年度実績）				
	支給総額	支給職員数	一人当たり 平均支給額		
	115,883,039円	6 6 人	1,755,803円		
退職手当 （県の規定に準ずる）	（支給率）				
	区 分	自己都合	勤奨・定年		
	勤続20年	23.5月分	30.55月分		
	勤続25年	33.5月分	41.34月分		
	勤続35年	47.5月分	59.28月分		
	勤続40年	53.5月分	59.28月分		
	（その他の加算措置）				
	・定年前早期退職特例措置（2%～20%加算）				
	・在職期間中の各月について、職員の属する区分に応じて定める調整月額のうち、その額の多いものから60月分の調整月額を合計した額を加算				
	（経過措置） 平成18年4月1日から施行された退職手当の規定による額が、施行日前日において改正前の算定方法により計算した額より下がることとなる職員に対する保障措置を設ける。				
（平成18年度実績） 1人当たり平均支給月額 26,065,416円					
時間外勤務 手当	年 度	支給総額	支給対象 職員数	1人当たり 平均支給年額	
	平成18年度	40,335,978円	5 4 人	746,962円	

区 分	内 容			
	対象職員	支 給 月 額		
管理職手当	一定の管理または監督の地位にある職員	局長	月額 85,845円	
		部長・参事	" 56,454円 ~ 64,505円	
		副部長	" 48,403円 ~ 56,454円	
		(平成18年度実績)		
	支給総額	支給職員数	1人当たり平均支給月額	
	8,503,080円	12人	59,049円	
扶養手当 (県の規定に準ずる)	扶養親族として配偶者、子等を有する職員	ア 配偶者	12,000円	
		イ 配偶者以外の扶養親族	6,000円	
		ウ 扶養親族でない配偶者がある職員の扶養親族のうち1人	6,500円	
		エ 配偶者のない職員の扶養親族のうち1人	11,000円	
		15歳に達する日後の最初の4月1日から22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子		1人につき5,000円を加算
		(平成18年度実績)		
			支給総額	支給職員数
	9,103,000円	40人	18,964円	
住居手当 (県の規定に準ずる)	住宅を借り受け月額12,000円を超える家賃を支払っている職員又は自宅に居住している世帯主である職員	ア 借家・借間居住者	家賃の額に応じ、最高27,000円まで支給	
		イ 自宅居住者	2,500円(新築・購入の日から5年を経過するまで)	
		ウ 単身赴任手当受給者で配偶者の居住する借家・借間を借り受けている者	借家・借間居住者の例により算出した額の2分の1に相当する額	
		(平成18年度実績)		
	支給総額	支給職員数	1人当たり平均支給月額	
	2,816,900円	36人	6,520円	
通勤手当 (県の規定に準ずる)	交通機関等を利用し、又は自動車等を使用している職員	ア 交通機関等利用者	次の 又は のうち、支給単位期間当たりの額が低い方の額 支給単位期間の間通用する定期券の額 通勤21回分の回数券の額 <最高限度額 55,000円>	

区 分	内 容			
	対象職員	支 給	月 額	
		イ 自動車等使用者	通勤距離に応じ、2,200円～46,400円を支給	
		ウ 特別急行列車等 を利用する職員	支給単位期間の通勤に要する特別急行料金等の2分の1の額（1月当たり2万円を上限とする。ただし、特別急行列車の場合は上限なし。）	
		エ 駐車料金を負担 している場合	公共交通機関及び自動車等による通勤している職員が、公共交通機関の利用に伴って駐車場を利用し、駐車料金を負担することを常態としている場合に、当該駐車料金に相当する額（1ヶ月あたり3,000円を上限とする。）	
		オ ノーマイカーデ ー運動に参加する 場合	通勤のため自動車等を使用することを常例とする職員において、ノーマイカーデー運動に参加する場合に、月3回の公共交通機関の利用料金の増減を考慮する。	
	(平成18年度実績)			
支給総額		支給職員数	1人当たり 平均支給月額	
4,402,857円		57人	6,436円	
単身赴任 手当 (県の規定に 準ずる)	公署を異にする 異動等に伴い、 同居していた配 偶者と別居し、 単身で生活する 職員	月額23,000円 (加算額は鳥取県の例による)		
		(平成18年度実績) 1人当たり平均支給月額 23,000円		
7 役員の報酬等の状況（平成19年4月1日現在）				
区 分	給 料 ・ 報 酬 月 額	期 末 手 当		備 考
理 事 長	326,400円	6月期	1.3月分	
		12月期	1.5月分	